

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等について

ダイオキシン対策等を施した廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で耐用年数を大幅に超える廃棄物処理施設が多数あり、適切なタイミングで更新・改良を進める必要があることを踏まえ、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

(1) 循環型社会形成推進交付金について

- 1) 都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。また、交付率を引き上げる等、制度の充実を図ること。
- 2) 廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に拡充させること。
- 3) 災害廃棄物用ストックヤード、周辺環境施設、中継施設の整備事業、すべての廃棄物処理施設の整備に係る用地費を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。
- 4) 基幹的設備改良事業に係る二酸化炭素排出量の削減達成を条件とする基準を廃止すること。
- 5) エネルギー回収型廃棄物処理施設について、平成 31 年度以降も継続するとともに、対象事業を拡充すること。
- 6) 人口要件の見直しや特例地域の拡大など、交付対象地域人口に関する要件を緩和すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

また、別の敷地に建設する場合も同交付金の交付対象とすること。

(3) 一般廃棄物処理事業債について、近年の廃棄物処理施設の建設費が急激に値上がりし、起債額が高額となっていることから、償還期間を延長すること。

2. 循環型社会の形成推進について

(1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。

その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。

(2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。

(3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

3. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬処理、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が担う仕組みとすること。

(3) 義務外品の処理については、一般廃棄物扱いであるため市町村の責任とされているが、効果的に進めるためには関係者が連携・協力して取り組む必要があることを踏まえ、制度の前進・拡充に資する新たな方法を検討すること。

(4) 制度の対象品目を拡充すること。

(5) 家電廃棄時に直接回収する仕組みを構築すること。

4. 容器包装リサイクル制度について

(1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用や負担を軽減すること。

(2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。

- (3) 廃プラスチック類の再商品化対象範囲を拡大し、再資源化を促進するとともに、再商品化手法を都市自治体が柔軟に選択できる仕組みとすること。
5. 小型家電リサイクル制度について、事業者の負担による小型家電の自主回収システムの確立を図ること。
 6. 食品リサイクル制度における食品循環資源の再生利用の促進を図ること。
また、広域処理等に係る制度を拡充するとともに、国と都市自治体との連携強化策を講じること。
 7. 廃棄物の焼却により発生する焼却灰等のリサイクル処理費用に対し、十分な財政措置を講じること。
 8. 産業廃棄物処理施設の設置に際し、地域住民への事前説明や地元自治体の同意を条件とするよう制度改正を行うこと。
 9. 事業系廃棄物について、すべて産業廃棄物とすよう見直すこと。
 10. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について、都市自治体が処理期間内で確実に処理を完了できるよう財政措置を講じること。
 11. ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者によるLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及促進を図ること。
 12. 災害廃棄物処理計画の策定及び必要な調査検討等業務に要する費用について財政措置を講じること。
 13. 災害廃棄物の仮置場について
 - (1) 都市自治体が災害廃棄物仮置場として利用を希望する国有地等について、その利用が可能となるよう、関係者と協議を行うための体制整備などを行うこと。
 - (2) 災害廃棄物を集積していた仮置場の復旧に係る費用の全額を国が負担す

ること。